



誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ  
検討アジェンダ 3 - 2 (1)の「削除請求権」  
が必要とされる事情について

2023年4月7日  
事 務 局

1. 従来、人格権に基づく差止請求として、名誉権、プライバシー権等の権利又は法律上保護される利益を侵害する投稿について、かかる侵害が違法と評価される場合には、プロバイダ等に対する削除請求が認められている。  
【プライバシーの侵害に当たる投稿について侵害行為の差止めができると判断した事例として、最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁】
2. また、一定の権利侵害について、特別法において差止請求権が規定されている。【著作権法、不正競争防止法等】
3. プロバイダ責任制限法は、特定電気通信役務提供者が、権利侵害情報について送信防止措置を講じなかった場合において、権利侵害を知らず、かつ、知ることができたと認めるに足りる相当の理由がないときには、被害者に対する不作為による不法行為の損害賠償責任を負わないこととしている（同法3条1項）。その反面で、**権利侵害を知り又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときは、送信防止措置の作為義務が生ずることを不文の前提としている。**【参考：第4回ワーキンググループヒアリング資料】

（参考）

■ 最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきであり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し……侵害行為の差止めを求めることができる」

「ツイッターが、その利用者に対し、情報発信の場やツイートの中から必要な情報を入手する手段を提供するなどしていることを踏まえると、上告人が、本件各ツイートにより上告人のプライバシーが侵害されたとして、ツイッターを運営して本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける被上告人に対し、人格権に基づき、本件各ツイートの削除を求めることができるか否かは、……上告人の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができるものと解するのが相当である。」

■ プロバイダ責任制限法

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

1. プロバイダ責任制限法は、権利侵害情報に係る送信防止措置の作為義務を不文の前提としてしていると考えられているとはいえ、**同法は、こうした前提を明文で規定しておらず、一定の場合に作為義務が生じることが不明確との指摘**がある。
2. 主に海外プラットフォーム事業者を念頭に、**明文で送信防止措置請求権の規定がないと削除請求に対応してもらえないとの指摘**がある。海外のプラットフォーム事業者は、裁判外では専らポリシーのみに基づいて投稿の削除等について運用しているため、名誉毀損、プライバシー侵害等について、日本の法律上の判断と一致した運用がなされていないとの指摘がある。
3. また、判例上、一定の場合に人格権に基づく差止請求権が認められているとはいえ、ユーザに対するアンケート調査では、**一定の要件で差止請求権が認められること**（人格権に基づく差止請求権が認められていること）**を知っている人は、3割程度にとどまっており、差止請求権が活用されているとは言い難いとの指摘**がある。
4. さらに、判例上、一定の場合に人格権に基づく差止請求権が認められているが、**人格権以外の権利又は法律上保護される利益の侵害をする情報**（例：営業上の利益を侵害する情報）**について差止請求権が認められるかどうかについては明らかになっていないとの指摘**がある。ただし、**近時の学説では、人格権に留まらないとの指摘**がある。

送信防止措置請求権が明文化されることにより、権利又は法律上保護される利益が違法に侵害された場合には、被害者が特定電気通信役務提供者に対して、権利侵害情報について送信防止措置を求めることが可能であることが明確化され、

- i. 被害者が送信防止措置を求めることが可能であると広く認知され、**送信防止措置請求により救済される被害者が増える、**
- ii. 特に**海外のプラットフォーム事業者**に対して、一定の場合に被害者に対して**送信防止措置義務を負うことが明確化され、日本の法律上の判断と一致した判断と対応の促進が図られる、**
- iii. **人格権以外でも、権利又は法律上保護される利益**（例：営業上の利益を侵害する情報）の**侵害が違法な侵害と評価される場合には送信防止措置を求めることが可能であることが明確化される、**

といった効果が生じることが期待されるのではないか。

一方、裁判例によれば、特定電気通信役務提供者が送信防止措置の作為義務を負う要件は、被侵害利益やサービス提供の態様などにより異なるため、**送信防止措置請求権の要件は抽象的なものとならざるを得ないと考えられる**（例：被害者が、特定電気通信役務提供者に対して、権利侵害の認識や侵害を知り得た相当の理由があるときであって、技術的に可能な場合に、送信防止措置を請求できるといった、被侵害権利・利益ごとの要件には立ち入らない規定）。

このとき、

- i. このような抽象的な規定であっても、前述のような効果が得られるか、
  - ii. 実務上、主に人格権侵害についてのみ差止請求が請求されていたところ、送信防止措置請求権の明文化により、**人格権以外の権利又は法律上保護される利益の侵害も送信防止措置請求の対象となり得ることが明確になると考えられるが、その影響についてどう考えるか、**
  - iii. 安易な送信防止措置請求の乱発を招きかねないことについて、どう考えるか、
  - iv. 著作権法や不正競争防止法などの個別法における差止請求の規定との整合性について、どう考えるか、
- といった諸点について検討がなされることが必要ではないか。

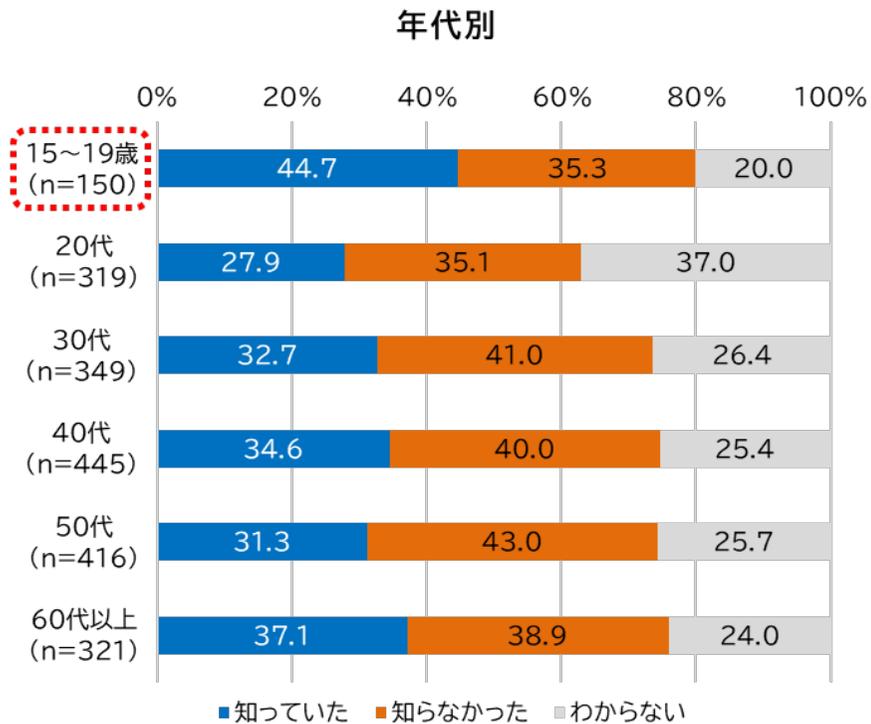
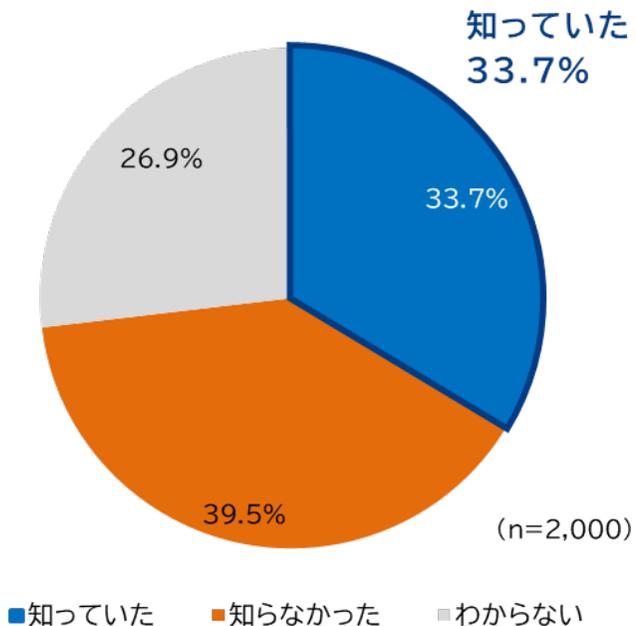


○ 判例上、人格権に基づく削除請求が認められているものの、アンケート調査によると、削除請求権があることを知っていた人は3割程度（33.7%）であった。

調査群①

## 削除請求をする権利についての認知度

Q あなたは、SNSなどのインターネットのサービス上での不適切な投稿について、削除を請求する権利が、裁判所の判断の積み重ねによって被害者に認められていることを知っていますか。(SA)





- プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションに関して、名誉毀損、プライバシー等についての対応が不十分との指摘がある。
- また、海外プラットフォーマーについて、日本の法律上の判断と一致した判断がなされていないとの指摘もある。

- 名誉毀損、プライバシー侵害等にかかる情報についての監視・対応は不十分ではないか
- 削除や開示は、基本的には裁判所がそれを命じた際にのみ応じるといった対応が取られているように感じられる
- 海外プラットフォーマーの場合、日本人の感覚、日本の法律上の判断と一致した判断がされない  
→自らの定める規約違反かどうかの主たる基準になっている？

(第40回会合 資料3 清水陽平弁護士「現状の課題について」)

- インターネット上で問題となる投稿には、人格権を侵害しないものの、営業権など、権利や法律上保護される利益を侵害するとみられる情報が投稿されるケースがある。
- これらのケースに限らず、人格権以外の権利・利益を侵害すると考えられる投稿について、全体の流通の中で、どの程度の割合を占めるかについて、実態の把握を要すると考えられるのではないか。

## <人格権を侵害しないものの、その他の権利を侵害すると考えられるケース>

- 「●●会場に11:00に爆弾を設置した。イベントを中止しないと爆破する」といった爆破予告がされて、イベントが中止になったケース
- 「●●店の●●という商品に針を混入しておいた」といった商品に対する外部的なイタズラをしているケース
  - \* 信用毀損にはなりえるが、元々の商品に問題があるとはいえないので名誉毀損にはならない。ただし、店の防犯体制がなっていないという指摘と捉えて、店からの名誉毀損と構成する余地はある
- 「従業員の個人情報を晒す」といった投稿をしているケース
  - \* 放置したら使用者の安全配慮義務違反が問われかねないので対応する必要があり、それによって本来業務ではないことについてリソースが割かれるため業務妨害になる
- 非上場会社が会社の売上げ、販管費、利益率などの情報を投稿するなどのケース
  - \* 不正競争防止法上の営業秘密とまでは言えないが、少なくとも会社との間の守秘義務に違反するものである場合。  
なお、不正競争防止法にいう営業秘密に当たる場合でも、ネット上の投稿では、行為類型の特定が困難であるため不正競争防止法上の違反があると立証することは相当難しく（できない場合の方が多い）、需要があると史料される。
- 「このマンションは自殺をした人がいる」といった投稿がされているケース
  - \* 物件所有者の社会的評価は低下せず、不動産の価値が下げられているだけなので名誉毀損にはならない
- ステマランキングサイトなどを作成され、低い順位付けをされているケース
  - \* 実際には最安値くらいでの提供なのに、高いとして順位が低くされていれば有利誤認、実際のサービス内容がそれほど良いものではないとして低くされていれば優良誤認などになり得る。ランキング入りしているということ自体から、それほど悪いものではないとして名誉毀損は認められにくいと思われる。
- Google検索の右側のところに出るマイビジネスの表示に関して、ビジネスプロフィールの管理権限を第三者に勝手に取得されているケース。同様に、管理権限を取得していなかったために、「閉業」などと表示されてしまったケース。

## 請求権を明文化すべきとの意見

<p><b>ヒアリング</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削除請求権は、明文化しないと世間に伝わらないため、明文化を望む。財産上の権利についても削除請求が認められるべき【一般社団法人日本音楽制作者連盟】</li> <li>■ 受け取った本人が不快を感じて訴え出たものについては削除される仕組みができないかと思っている。【公益社団法人日本プロサッカーリーグ】</li> <li>■ <b>立法がないと海外の事業者は動きにくい。</b>【兵庫県立大学環境人間学部 竹内和雄教授】</li> </ul>
<p><b>意見募集</b></p>	<p>＜削除請求権＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削除請求権の明文化がされることにより、<b>手続の迅速化はもとより、誹謗中傷事案への関心の高まりと相まって、報道等を通じて広く国民に対する啓蒙に繋がることが期待できるため、削除請求権は明文化されるべきである。</b>【一般社団法人日本音楽事業者協会】</li> <li>■ 「削除請求権」の明文化については、<b>被害者の申告やプロバイダ事業者の積極的対応を支援する点で有効</b>と史料【京都府】</li> <li>■ <b>まずは判例法理を明文化し、十分周知させることが重要</b>と考えます。【個人】</li> <li>■ 告発や炎上案件など、その根底にあるのは訴訟にかかるコスト（お金と時間）が高すぎるがために、自力救済に走っているという点であり、そういった訴訟に訴えない形での申し立てについては、政府側がきちんとその場所を用意すべきであり、民間施設である民間サービス上での告発や抗議や批判は、原則禁止されるべき＝削除権を認めるべき、です。【個人】</li> </ul>

## 請求権を明文化すべきとの意見

### 意見募集

#### ＜営業権に係る削除請求＞

- 違法・有害情報による攻撃の中には法人や事業者を対象としたものも多く存在しており、それらによって被害者が莫大な経済的損害を受けるケースもある。これらが**財産上の権利であるからといって権利侵害の継続を受忍しなければならない理由はなく、財産上の権利についても削除請求が認められるべき**である。ここにも削除請求権を法律の明文上で規定する意義がある。【一般社団法人日本音楽事業者協会】
- 特定業種や特定店舗への営業妨害につながる投稿は多数あります。とりわけネットでの活動を生業とする人へのデマは、営業妨害に直結します。削除を求める権利の創設を求めます。【個人】
- **実際に被害は起こっている**ので、**速やかに創設への検討をするべき**と考えます。【個人】

## その他の意見

<p><b>ヒアリング</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削除請求権は、抽象的・包括的な要件のまま実体権を定めても効果は薄いのではないかと。裁判所の判断を類型化するなどにより、実体法上の要件を明確化して判断が容易になるよう制度設計をする必要がある。【ヤフー株式会社】</li> </ul>
<p><b>意見募集</b></p>	<p>＜削除請求権＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 投稿の削除請求権は不法行為に基づく差止請求権に含まれるものとして民法上の権利として判例上も認められているが、文脈に関する慎重な判断が必要となるケースも少なくなく、裁判例の射程も必ずしも明確とは言えないことから、予見可能性が必ずしも高いとはいえない面もある。こうした観点からは、仮に差止請求権を設けるのであれば、実体的法上の要件を明確にして判断を容易になるように制度を設計いただく必要があるのではないかと。【ヤフー株式会社】</li> <li>■ 削除請求権が明文化されれば、削除請求が乱発されるほか、プラットフォーム事業者が削除請求を受けても、内容の真偽や名誉棄損にあたるかどうかということ自ら判断することはできないため、安易に削除に応じたりするといった事態が強く懸念される。投稿にとどまらず、元の記事や検索結果で表示される記事などに影響が拡大する恐れもあり、極めて慎重な検討が必要だと考える。そもそも、根拠がはっきりしない個人の投稿と時間と労力をかけて裏付け取材がなされた報道とは明確に区別すべきである。報道機関は取材活動に基づき情報発信を行っており、公正な取材に基づいた正当な批判・論評と有害な誹謗中傷とは明らかに異なるものである。検討にあたっては、報道の自由が不当に侵されることのないよう十分に考慮しなければならない。また、削除請求権と称して新たな権利を創設した場合、誹謗中傷にとどまらずプライバシー侵害や名誉棄損、肖像権侵害等へと拡大適用される事態を招きかねない。誹謗中傷は野放しにするわけにはいかない問題であり、本来、プラットフォーム事業者が迅速かつ自主的に取り組むべき課題である。対応が十分ではないとしても、拙速に法規制を導入し、政府の干渉を強めるよりも、司法判断の積み重ねを待つべきである。【一般社団法人日本新聞協会】</li> </ul>

## 意見募集

- 「違法」情報の削除に関しては、明確化された権利だけでなく、その過程で裁判所が認めた権利も考慮しているため、判例法を明確化することで結果が変わるとは考えていない。【グーグル合同会社】
- 裁判を経ずとも、被害者がプラットフォーム事業者に対して対象のコンテンツの削除要求を理由を書いて申請後、事業者が対応すればよいと思う。特に日本では裁判は長期化傾向にあり、費用もかかることから、裁判は流行らないです。（ここがアメリカだったら話は違うと思いますけれども。）権利を創設しなくても、被害を受けたと感じている会社は、プラットフォーム事業者に対象のコンテンツを指定して理由を申し出て事業者に対処を求めればよいと思います。それで裁判や賠償金が発生するようになれば、それ目当てで会社を運営をする団体も出かねませんから。新しく始まったことなので、過去に例が無いのは理解できます。何かの権利を主張することは、別の誰かの何かを制限することに繋がるものなので、検討には慎重を期してほしいです。【個人】
- この4の2（1）の項目で書かれている様に、一般的な投稿の削除を求める権利は、実務上あるいは学説上も明らかではなく、この様な一般的な権利の創設には慎重であるべきであり、個別には違法性がない投稿の削除を可能とする事も非常に問題が大きい事である。【個人】
- 判例法理によって既に認められている事を明文化する事自体には反対しないが、基本的に新たな対応が必要な類型が生じているという事はなく、今のところ法改正などは必要なく、判例法理のまとめ及び事業者に対する周知で十分であると考え【個人】
- 現状のまま、判例明記で良い  
明確な人格攻撃や中傷などが行われた場合現在の大手SNSでは問題なく凍結・削除対応が行われている。【個人】

## ■ 著作権法

第百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

## ■ 不正競争防止法

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

## ■ 特許法

第百条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第百二条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

※ 実用新案法27条、意匠法37条、種苗法33条、商標法36条等にも類似規定あり。